

Issued Date: 15 December 2022

上場有価証券の売却に係る
特定事業税の改正情報をま
とめました。

概要

2022年11月29日付の閣議決定で、上場有価証券の売却に係る特定事業税の免税措置の廃止が承認されました。本法律の施行に伴い、上場有価証券の売却から生じる収入は、特定事業税の課税対象となります。

主な変更内容

- 本法律は、上場有価証券の売買に対して、特定事業税を課することを目的としています。有価証券の売却価格総額に対し、以下の税率が適用されます。(地方税を含む):
 - 2023年12月31日まで: 軽減税率0.055%
 - 2024年1月1日以降: 通常税率0.11%
- 仲介業者は売主に代わり、納税の代理人として任命されます。売主は、上場有価証券の売却に関して追加の確定申告書を提出する義務を負いません。
- 特定の投資家については、引き続き特定事業税が免除されます。
例:
 - SETに登録されたマーケットメーカー(当該マーケットメーカーが登録した証券に限る)。
 - 社会保障基金
 - 退職積立基金(プロビデント・ファンド)
 - 年金基金
- 本法律は官報に公表された日から90日後に適用されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Orawan Fongasira
Nopajaree Wattananukit
Jareeporn Phongsuriyanunt
Weeraphat Srivanichakorn
Suttinunt Pattayanunt

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹
(0 2844 1268/Mobile:06 59366202)
natsuki.k.kato@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2022 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.